

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約後公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、石川県財務規則第130条の2第3号の規定により次のとおり公表する。

平成30年4月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約した内容

(1) 調達物品(役務)名

学校施設管理業務委託

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

学校施設内の巡視確認、文書の収受、電話ならびに外来者対応
下記履行期間中の平日16時45分～18時45分

2 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

住 所(所在地): 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目310番地

氏 名(名 称): (公社)内灘町シルバー人材センター

3 契約の相手方とした理由

選定基準を満たし、見積書の金額が予定価格の制限内であったため。

4 契約年月日

平成30年4月1日

5 契約金額

452,132円

6 担当課

住 所: 河北郡内灘町字千鳥台3丁目1番地

所 属: 石川県立内灘高等学校 1階 事務室

連絡先: TEL 076-238-5301 FAX 076-238-2931